

## 名古屋記念病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

### 1. 事前準備

- ① 病院より、処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルについての説明を受け、「名古屋記念病院院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を取り交わしてください。
- ② 変更内容を記載しFAXにて送信する方法を確認してください。
- ③ 本プロトコルについては改訂する場合がありますので、ホームページ掲載の最新版をご確認ください。

### 2. 手順

「名古屋記念病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を取り交わした保険薬局において本プロトコルを実施する際は、下記第 3 項の問い合わせ不要の項目に該当するものについて以下の手順をとってください。

- ① 患者に十分な説明を行い、同意を得てください。特に金額や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得てください。
- ② 問い合わせを簡素化し、処方内容を変更して処方箋調剤を実施してください。
- ③ 処方箋調剤後、処方箋の変更内容について、その日のうちに指定の書式にて「名古屋記念病院 地域連携室」へ FAX にて報告してください。

### 3. 問い合わせの不要の項目(ただし、麻薬・抗腫瘍剤は除く)

#### 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし、変更不可の処方除く)

例 1: グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg(先発→先発)

例 2: ロキソプロフェン錠 60mg「武田テバ」 → ロキソニン錠60mg(後発→先発)

例 3: ヒルドイドローション 0.3% → ヘパリン類似物質ローション 0.3%(乳剤性→水性)

なお、下記事例は、用法が変更になったとしても許容する

- ・ 漢方薬における包装容量の違い

例 3: コタロー芍薬甘草湯エキス顆粒2g → ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒 2.5g

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。  
適応外にならない場合のみ変更可能です。

先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。ただし、生物学的製剤については対象外です。ヘパリン類似物質外用液については乳剤性製剤および水性製剤どちらへも変更可能とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

## 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例 1:ランソプラゾール OD 錠 15mg → ランソプラゾール錠 15mg

例 2:プレガバリン OD 錠 75mg → プレガバリンカプセル 75mg

例 3:(粉碎)カルボシステイン錠 500mg 1 錠 → カルボシステイン DS50% 1g

例 4:【般】プロチゾラム錠 0.25mg → レンドルミンD錠 0.25mg

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。

用法用量が変わらない場合のみ変更可能です。薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者に同意を得てください。

薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の様式にてFAX送信にて報告してください。

## 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例 1:アムロジピン錠 2.5mg 1 回 2 錠 → アムロジピン錠 5mg 1 回 1 錠

例 2:チラーヂン S 錠 50 $\mu$ g 1 回 0.5 錠 → チラーヂン S 錠 25mg 1 回 1 錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。

用法用量が変わらない場合、適応外にならない場合、生物学的同等性が保たれる場合のみ可能です。

薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者に同意を得てください。

薬剤の安定性や溶解性や体内動態を確認し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

## 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆

(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例 1:(粉碎)チラーヂンS錠 50 $\mu$ g1 回 0.25 錠 → チラーヂンS錠 12.5 $\mu$ g1 回 1 錠

例 2:ワーファリン錠 1mg1 回 3.5 錠 → ワーファリン 1mg 3 錠 + 0.5mg 1 錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。  
用法用量が変わらない場合のみ可能です。

薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者に同意を得てください。

薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、同等の治療効果ならびに患者の利便性が同等もしくは向上する場合に実施してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。  
調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**5) 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更、あるいはその逆**

例:トラディアンス配合錠AP 1錠 →

トラゼンタ錠 5mg 1錠 + ジャディアンス錠 10mg 1錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。  
用法用量が変わらない場合のみ可能です。

薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者に同意を得てください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**6) 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤⇄テープ剤への変更**

例:ロキソプロフェン Na テープ 100mg → ロキソプロフェン Na パップ 100mg

成分が同じものに限り可能です。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**7) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)**

例 1:モーラスパップ 30mg(7枚入り) 6袋 →

モーラスパップ30mg(6枚入り) 7袋

例 2:リンデロンVG軟膏 0.12%(5g) 2本 → リンデロンVG軟膏 0.12%(10g) 1本

本来は、薬剤師の裁量にて実施できる項目ですが、変更後、医師と患者の間でこの変更によるトラブルが生じないために、調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**8) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合、抗腫瘍剤を除く)。**

薬剤師が必ず患者に服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。

薬剤の安定性のデータに留意してください。

上記以外の理由は、合意範囲外とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**9) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)**

例 1: オルメサルタン錠 20mg 30 日分 → 26 日分(4 日分残薬があるため)

例 2: ラミシールクリーム 1% 30g → ラミシールクリーム 1% 20g(1 本残薬があるため)

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤日数(数量)をゼロにすることは不可とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェックがある場合はその指示に従ってください。

**10) DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日 数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)**

例: (他の処方薬が 14 日分処方の時)

ベネット錠 17.5mg(週1回製剤) 1 回 1 錠 1 日 1 回 起床時 14 日分 → 2 日分

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**11) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)**

例: (他の処方薬が 30 日分処方の時)

フロセミド錠 20mg 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**12) 「曜日指定」等の連日投与しない指示のある処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)**

例: (他の処方薬が 30 日分処方の時)

ダイフェン配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後(月・水・金内服) 30 日分 → 10 日分

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**13) 継続処方されている処方薬において、Do 処方が行われたために、処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)**

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

日数の延長は、次回受診日までに休薬や中止がなく、継続する場合のみ可能です。患者の要望などを理由とした必要以上の延長は不可とします。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**14) ビスホスホネート製剤(内服薬)の用法が「起床時」以外の場合に「起床時」へ変更すること**

例:ベネット錠 17.5mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 起床時

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**15) 初回処方時に用法を疑義照会し、確認が取れている場合の漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、ドンパリドン、メトクロプラミド、リナクロチド、エロビキシバットの「食後」投与を医師確認済みとして調剤すること**

例:ドンパリドン錠 10mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 2回目以降確認不要

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**16) 内服薬の用法が頓用あるいは回数指定にて処方箋上に記載があり、具体的な用法が口頭で指示されている場合(患者面談上、用法が明確な場合を含む)の用法の追記**

例:センノシド錠 20 回分 → 20 回分 便秘時

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

口頭で指示されている場合で、患者から聞き取れた用法が明確な場合のみ可能です。

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

**17) 外用薬の用法(回数、部位、適用タイミング等)が、口頭で指示されている場合(患者面談上、用法が明確な場合を含む)の用法の追記**

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。  
口頭で指示されている場合で、患者から聞き取れた用法が明確な場合のみ可能です。  
調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

- 18) DPP-4 阻害薬の週 1 回製剤、あるいはビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤の服用日が未記載もしくは「医師の指示通り」の場合、患者に確認した用法の追記**  
例:ベネット錠 17.5mg(週 1 回製剤) 1 回 1 錠 起床時 2 日分 → 毎週金曜日

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。  
口頭で指示されている場合で、患者から聞き取れた用法が明確な場合のみ可能です。  
調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

- 19) 患者希望による経腸栄養剤等のフレーバーの変更**  
例:エンシュア・H250mL(バニラ) → (コーヒー)

調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

- 20) ブドウ糖処方について、製薬会社提供品の使用に伴う変更**  
例:ブドウ糖 10g → ブドウ糖 10g(製薬会社提供/粉末・錠等)への変更

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。  
調剤後に、必ず変更内容を所定の書式にてFAX送信にて報告してください。

- 21) 保険薬局が算定可能な以下の薬学的管理料については、病院としてすべての患者に対し、指導・支援等を依頼とするため、保険薬局が必要と判断した場合は、請求可能とする(ただし、処方箋等で指導・支援等の不要指示が明確な場合は請求不可)**  
指導・支援等の内容をFAX送信にて報告してください。

① 経管投与支援料

胃瘻もしくは腸瘻による経管投薬または経鼻経管投薬を行っている患者に対して、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援

② 吸入薬指導加算

吸入薬の投薬が行われている患者への吸入指導

#### 4. 各種問い合わせ窓口・受付時間

① 問い合わせ簡素化プロトコルについて

受付時間 平日 9 時～17 時

薬剤部 TEL:052-804-1111(代表)

② 処方内容に関する事項(通常疑義照会)

受付時間 平日 9 時～17 時 土 9 時～12 時

各外来診察室 TEL:052-804-1111(代表)

#### 5. 注意点

- ・ 必ず患者の同意を得たうえで実施してください。
- ・ 上記に該当しない変更を含む問い合わせおよび判断に悩む場合は、拡大解釈をせず、通常疑義照会(各科外来への電話確認)を行ってください。
- ・ 著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結を解除する場合があります。

2026 年 9 月 1 日初版